

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の背景と目的

我が国においては、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後、一斉に老朽化することが懸念されています。これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元及び劣化や損傷など、今後の維持管理に必要な状況・情報が不明な施設が存在しています。

これら公共施設等の老朽化や情報管理対策を大きな課題として、国では平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、平成26年4月に地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定要請がされました。

本市は、昭和40年代後半頃から多くの公共施設が整備されています。また、平成17年の市町村大合併を受け、同用途である公共施設が重複して所有している状況であることや、平成23年3月の東日本大震災で被災した公共施設の復旧・復興工事により、新規の公共施設が建設されています。

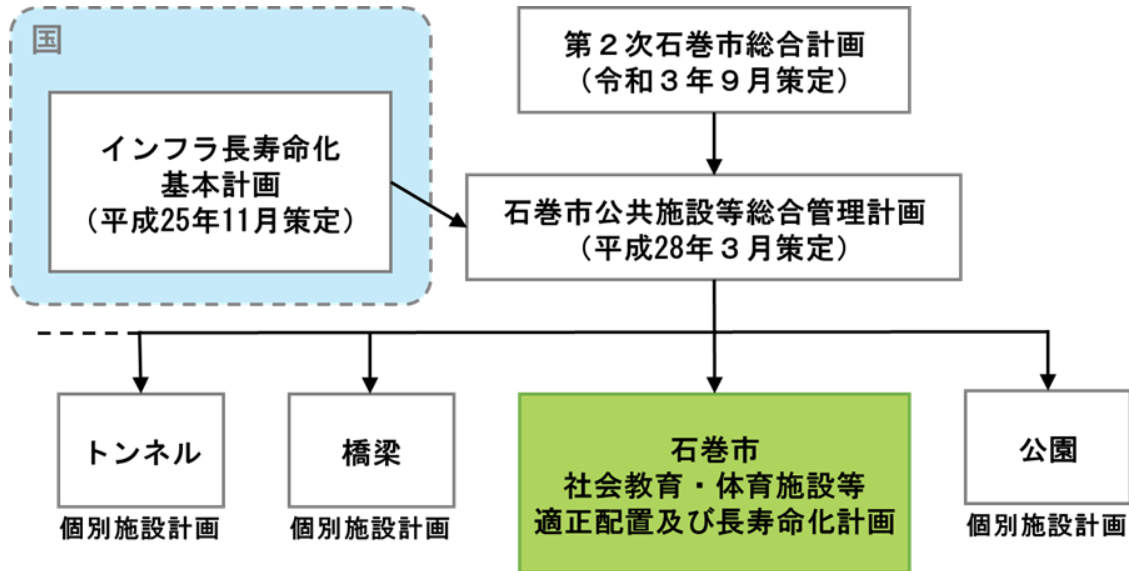
これらの問題や今後予測される人口減少と少子高齢化等により財政状況が厳しくなることを踏まえて、平成28年3月に「石巻市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

総合管理計画では、公共施設に対して必要となる財源を確保するために、“公共施設の延床面積を今後40年間で20%の総量縮減”が、基本方針で掲げられています。教育委員会では、総合管理計画に基づく個別施設計画として、社会教育施設及び社会体育施設を対象に、限られた財源の中で維持管理・修繕・更新を適切に実施するとともに、維持管理費用の低減に努め財政負担の平準化に資するため、「石巻市社会教育・体育施設等適正配置及び長寿命化計画」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「総合管理計画」の下位計画となり、社会教育施設及び社会体育施設における維持管理や更新等、適切な時期に実施するための中長期的な計画や取り組みの方向性を明確化するとともに、社会的・経済的状況を踏まえて適切な配置を計画するものです。

図 1.2.1 本計画の位置付け

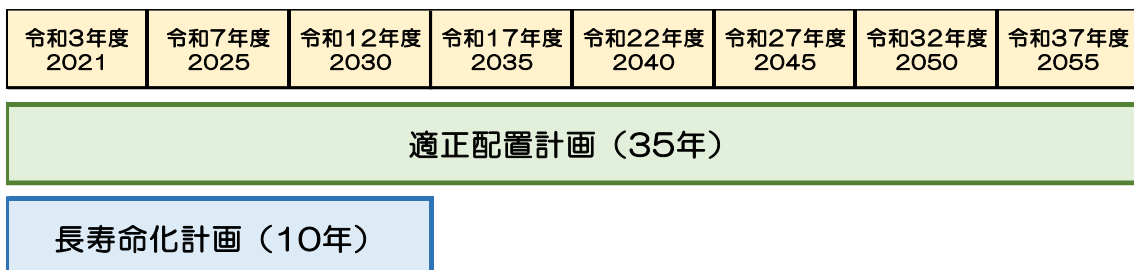


## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和37年度までの35年間とし、長寿命化対策事業の計画期間については、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、計画期間中において施設等の状況や各種前提条件に大幅な変更が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

図 1.3.1 計画期間



## 4. 上位計画の整理

本計画策定に係る上位計画の整理は以下の通りです。

### ①インフラ長寿命化計画

策 定 日	平成 27 年 3 月（文部科学省）
計 画 期 間	平成 26 年度～令和 2 年度（2014 年度～2020 年度）
目 指 す べ き 姿	<p>財政が厳しくなる中、公共施設管理においてもこれまでの改築中心から長寿命化のメンテナンスへと移行を進め、維持管理に係るトータルコストの縮減が必要となる。</p> <p>そのためには、各設置者において定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づいて日常的な修繕や大規模な改修の対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築する必要がある。</p>
取 り 組 み の 方 向 性	<p>(1) 点検・診断の着実な実施</p> <p>(2) 個別施設計画の策定</p> <p>(3) 対策の着実な実施</p> <p>(4) 予算管理</p>

### ②スポーツ施設ストック適正化ガイドライン

策 定 日	平成 30 年 3 月（スポーツ庁）
計 画 期 間	
基本的な考え方	<p>① 競技によって施設の有無や規模も異なる。地域性も強くかわるため、人口当たりの施設数等で全国一律に定めることは難しく、地域の実情に応じて決定していく必要がある。</p> <p>② 一定規模以上の競技大会等を開催できる規模の施設は、地域住民が日ごろの運動のために利用するには過剰な施設となっている可能性がある。このような施設は整備費、維持管理費が高くなる傾向にあり、それらに見合う利用が行われているかどうか検証し、近隣地方公共団体との共有化を図るなど、整備・保有することについて慎重に検討すべきである。</p>
計画策定の手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本情報の把握</li> <li>2. 施設の現況評価</li> <li>3. スポーツ施設の環境評価</li> <li>4. 個別施設計画の検討</li> </ol>

③第2次石巻市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）

策 定 日	令和4年3月
計 画 期 間	基本構想：令和3年度～令和12年度（10年） 基本計画：令和3年度～平成12年度（前期5年・後期5年） 実施計画：令和3年度～令和5年度（3年間のローリング方式）
将 来 像	ひとりひとりが 多彩に煌めき 共に歩むまち
基 本 目 標	<p><b>基本目標1（地域コミュニティ）</b>  <b>住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち</b>          住民の日常的なコミュニケーションを促進し、それぞれが信頼できる結びつきを形成しながら、住民同士の支え合いを軸とした防災機能強化や、持続可能な公共交通の構築など、安全安心に暮らせるまちを目指します。</p> <p><b>基本目標2（生活基盤整備）</b>  <b>都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち</b>          道路や上下水道などの生活基盤を充実させるとともに、台風や津波などの災害による被害を最小限に抑える都市の形成や、地球環境と本市の環境のつながりを意識した海、山、川などの自然環境の保全により、都市機能と自然環境が調和した、快適とやすらぎが生まれるまちを目指します。</p> <p><b>基本目標3（健康福祉医療）</b>  <b>共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち</b>          医療・介護の連携や人材確保・育成、健康増進を推進するとともに、子ども、高齢者、障がい者など誰もが生きがいと役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアを推進することで、全ての人々が自分らしく健康に暮らせるまちを目指します。</p> <p><b>基本目標4（産業振興）</b>  <b>多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち</b>          農林水産業や製造業、観光業など、多様な産業構造と港湾や漁港などの産業基盤が整った本市の特性を活かした産業の振興をはじめ、多様なニーズに対応できる就業環境の整備、地域企業の人材育成の支援により、多彩な人材が活躍できる、誇りと活気にあふれるまちを目指します。</p> <p><b>基本目標5（教育文化）</b>  <b>豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち</b>          子どもたちの学力向上や豊かな心の育成に必要な教育環境を整えるとともに、生涯学習の充実や社会活動参画への促進と、伝統文化を継承する人材育成を推進し、豊かな心を育み、いのちを未来につなぐまちを目指します。</p> <p><b>基本目標6（行財政）</b>  <b>市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち</b>          市民が積極的にまちづくりに参画できるように、市民の声を行政運営に反映させる仕組みを構築し、行財政改革や情報発信を推進することで、市民の声が共鳴し、市民と行政が共に創るまちを目指します。</p>

④石巻市公共施設等総合管理計画

策 定 日	平成 28 年 3 月
計 画 期 間	平成 28 年度から令和 37 年度（40 年間）
基 本 方 針	<p>【ハコモノ施設】</p> <p>1. 総量の縮減を進めます～財源の確保を図るために～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『今後 40 年間で 20%・約 15 万㎡の延床面積の総量縮減』を目標として掲げ、維持管理や更新に要する費用を削減する。</li> </ul> <p>2. 安全の確保に努めます～安心して利用できるように～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検診断等の適切な実施により施設の現状把握に努め、その記録等を予防保全型の計画的な管理全般に活用するとともに、用途廃止施設の解体撤去も併せて推進する。</li> </ul> <p>3. 最適配置の実現に努めます～効率的な管理の実施のために～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総量縮減による更新費用の削減を念頭に置きながら、震災以降の地域人口の変化も踏まえて、施設の集約化・複合化・用途変更を進め、適切なサービスの提供を図る。</li> </ul> <p>【インフラ施設】</p> <p>1. 維持管理費用の削減に努めます～財政負担の軽減を図るために～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防保全型の修繕、改修を行うことにより、長寿命化を推進し、長期的な維持管理費を削減する。</li> </ul> <p>2. 安全の確保に努めます～安心して利用できるように～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検診断等の適切な実施によって、施設の老朽化状況や損傷箇所等の把握に努め、修繕及び更新を計画的に進めるとともに、事故の発生・拡大の防止に努める。</li> </ul> <p>3. 計画的な新規整備を推進します～魅力ある、住みやすいまちづくりのために～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理費用の削減等によって財源を確保しつつ、地域人口の変化等によるインフラ施設の利用見込みを踏まえた新規整備を行う。</li> </ul>
長 寿 命 化 の 実 施 方 針	<p>①ハコモノ施設は長期的な必要性等を踏まえて実施</p> <p>②インフラ施設は各長寿命化計画に基づき実施</p>
統 合 や 廃 止 の 推 進 方 針	<p>①老朽化や利用状況等を踏まえた適正配置の検討</p> <p>②類似施設の集約化や複合化の推進</p> <p>③未利用施設の転用や解体、跡地の有効活用</p> <p>④住民への説明と協力の確保</p>
施設別基本方針 ( 抜 粋 )	<p>[社会教育施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育施設は、公民館や図書館、ホール的な施設等、多様な機能を持つ施設を有していることから、利用状況や利用形態を踏まえながら、<u>施設の機能の転移や統廃合について検討</u>する。</li> <li>施設の適正管理と併せ、<u>公民館分館については地域集会所への転換を検討</u>する。</li> </ul> <p>[体育施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋内体育施設については、人口減少や利用状況を踏まえ、<u>必要数と適正配置を検討し、必要性を考慮しながら長寿命化を推進</u>する。</li> <li>屋外体育施設については、今後の利用形態を考慮し、<u>応急仮設住宅の撤去後の整備及び適正管理について検討</u>する。</li> </ul>

## 5. SDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な世界」を実現するための開発目標で、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、SDGsの17のゴールと169のターゲットは、本市における「持続可能なまちづくり」の目標としても捉えることができます。

本市は、令和2年度にSDGsの達成に向けて優れた取り組みを提案した自治体のひとつとして、内閣府から「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

このことから、市民の豊かな文化芸術活動、市民のスポーツ活動や健康維持の充実を図る目的で策定する本計画についても、SDGsの17のゴールと関連付けることにより、「持続可能なまちづくり」による地方創生を目指していくものです。

図 1.5.1 SDGsの17のゴール



SDGs を構成する 17 の目標のうち、本計画では以下 7 つを主な目標として推進し、目標達成に向けて取り組んでいきます。

表1.5.1 本計画で推進する SDGs の目標

取り組む目標	
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> 全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>8 働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## 6. 対象施設

対象施設は、本市教育委員会が所管及び補助執行により管理運営している社会教育施設及び社会体育施設とします。

表 1.6.1 対象施設

	カテゴリ	施設名
社会教育施設	公民館(11)	石巻中央公民館、渡波公民館、蛇田公民館、稲井公民館、荻浜公民館、河北公民館、雄勝公民館、河南公民館、桃生公民館、北上公民館、牡鹿公民館
	図書館(7)	図書館、図書館河北分館、図書館雄勝分館、図書館河南分館、図書館桃生分館、図書館北上分館、図書館牡鹿分館
	文化ホール(4)	河北総合センター(文化ホール)、多目的ふれあい交流施設遊楽館(文化ホール)、桃生公民館(文化ホール)、マルホンまきあーとテラス(文化ホール)
	文化財関係施設 (7)	指定文化財旧観慶丸商店、遺跡整理作業所、埋蔵文化財調査整理収蔵施設、被災資料等収蔵施設、旧石巻ハリストス正教会教会堂、文化財収納土蔵、齋藤氏庭園
	その他社会教育施設 (12)	視聴覚センター、桃生文化交流会館、桃生農業者体験実習館(創作館、天保の家、資料館)、島の楽校(校舎、特別教室、旧木造校舎、体育館、シャワー棟、雑屋建)、マルホンまきあーとテラス(博物館)
24施設(41)		
社会体育施設	体育館(アリーナ) (8)	総合体育館、山下屋内運動場、河北総合センター、飯野体育研修センター、雄勝体育館、多目的ふれあい交流施設遊楽館、河南体育センター、桃生農業者トレーニングセンター
	野球場・ソフトボール場(8)	セイホクパーク石巻(野球場)、石巻野球場、追波川河川運動公園(野球場)、河南中央公園(野球場)、桃生スポーツ施設(野球場)、桃生植立山公園(ソフトボール場)、にっこりサンパーク(野球場)、牡鹿清崎運動公園(野球場)
	フットボール場(2)	セイホクパーク石巻(フットボール場、フットボールフィールド)
	多目的グラウンド (10)	セイホクパーク石巻(ふれあいグラウンド、多目的フィールド)、蛇田中央公園、万石浦公園、曾波神公園、追波川河川運動公園、雄勝多目的運動広場、押切沼公園、河南水辺の楽校公園(多目的グラウンド)、桃生スポーツ施設
	テニスコート(8)	セイホクパーク石巻、稲井テニスコート、追波川河川運動公園、桃生スポーツ施設、桃生植立山公園、にっこりサンパーク、牡鹿清崎運動公園、網地島テニスコート
	プール(2)	河南室内プール、牡鹿交流センター
	武道場(柔道場、剣道場、弓道場)(3)	総合体育館(武道場)、河北総合センター(武道場)、桃生武道館
	その他社会体育施設 (17)	セイホクパーク石巻(トレーニングセンター、フットサルコート、やすらぎ広場)、追波川河川運動公園(陸上競技場、ゲートボール場、管理棟)、雄勝艇庫、かなんパークゴルフ場(パークゴルフ場、管理棟、休憩棟)、河南水辺の楽校公園(パークゴルフ場)、桃生植立山公園(パークゴルフ場)、桃生勤労青少年ホーム、桃生スポーツ施設(野外活動センター、相撲場)、にっこりサンパーク(クラブハウス、WC・休憩室)
27施設(58)		
51施設(99)		